

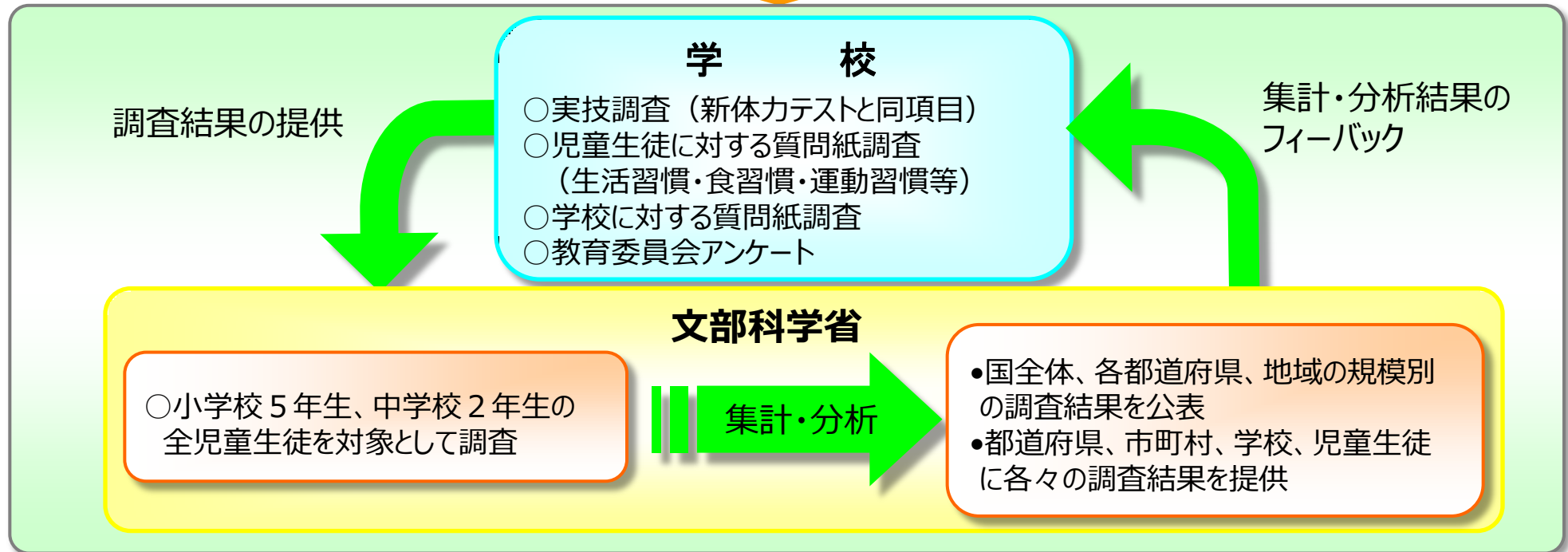
全国体力・運動能力、運動習慣等調査

(前年度予算額：270,260千円)
29年度概算要求額：270,260千円

目的

- ◆ 国、教育委員会、学校が子供の体力の状況等について詳細に把握・分析し、施策の検証、改善に活用する。
- ◆ 体力と生活習慣、食習慣、運動習慣の関係を分析し、学校等における指導の改善に役立てる。

実施内容



成果の活用

国が全国的な状況を把握・分析し、施策の成果と課題の検証、改善への活用

各教育委員会による子供の体力向上施策への活用

学校における体育・健康に関する指導などの改善への活用

7. 学校における子供の体力向上課題対策プロジェクト

(95,266千円)

平成29年度概算要求額 95,266千円

1. 要求要旨

子供の体力は、昭和60年頃と比較すると下げ止まりつつあるものの依然として低い水準にある。このため、運動習慣が身に付いていない子供に対する様々な支援を行い、運動嫌いなどのつまづきを解消し、積極的にスポーツに取り組む態度を育成し、体力を向上させることが必要である。

そこで、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果からみられる体力向上に向けた課題に対応した運動プログラム等を作成し普及するほか、教育委員会に体力向上に向けたP D C Aサイクルを実施する実践研究を委託するなど、子供の体力向上に向けた取組を支援する。

2. 要求内容

(1) 体力低下種目等の課題対策プログラムの開発等

調査結果からみられる課題に対応した運動プログラムの作成等について体育系大学等に委託し、その成果を普及する。

〔例〕

- ・課題となる種目（ボール投げ等）の向上に向けた運動プログラムの作成
- ・運動嫌いの児童生徒も楽しみながら取り組める運動プログラムの作成 など

【実施方法】体育系大学等（10課題）に委託

(2) 体力向上のためのP D C Aの実践研究

子供の体力向上に向けて、課題のある教育委員会に対し、以下のような体力向上のためのP D C Aサイクルを実施する実践研究を委託し、その取組を支援する。

〔例〕

- (ア) 課題を踏まえた、教育委員会の体力向上プランの作成
- (イ) プランに基づく、学校・家庭・地域における実践的な取組
- (ウ) 取組の成果の評価、プランの見直し など

【実施方法】地方公共団体（9団体）に委託

学校における子供の体力向上課題対策プロジェクト

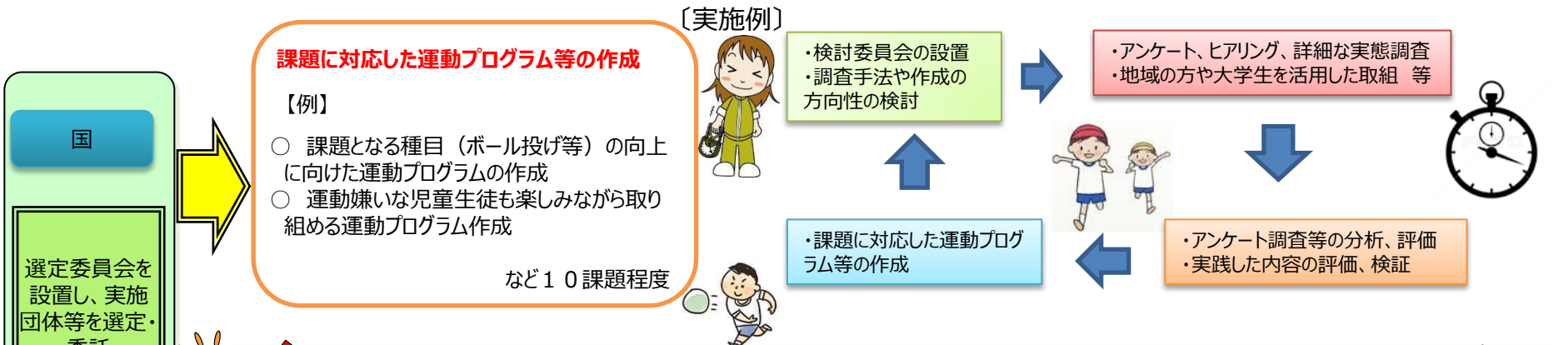
(前年度予算額：95,266千円)
29年度概算要求額：95,266千円

事業目的

全国体力・運動能力、運動習慣等調査で明らかとなった課題等への対応策について、それぞれの課題ごとに、実践研究、プログラム開発等を行い、その結果を広く周知し、全国の体力向上施策の改善に資する。

事業内容

体力低下種目等の課題対策プログラムの開発等（体育系大学等）



体力向上のためのPDCAの実践研究（地方公共団体）



8. 日本武道館補助

(28年度予算額)	61,935千円)
29年度概算要求額	61,935千円

我が国の武道の普及・振興のため、日本武道館が行う以下の事業に対して経費の一部を補助。

1 古武道保存事業 555千円 (555千円)

長い歴史と伝統を持つ古武道の「技と心」を広く国民に紹介し、理解を求めするため、古武道演武大会を開催し、わが国の伝統文化である古武道保存伝承に寄与する。

- (1) 日本古武道演武大会

2 青少年武道錬成大会 9,890千円 (9,890千円)

全国各地における正しい武道の普及発展を図るため、小・中・高校生を対象に9武道(柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・合気道・少林寺拳法、相撲、銃剣道)の錬成大会を開催する。

- (1) 地方錬成大会
(2) 中央錬成大会

3 武道指導者講習会 42,637千円 (42,637千円)

9武道について、学校や社会教育の武道指導者及び将来、学校や社会教育における武道の指導を希望するものを対象に、斯道の普及、発展に沿った歴史・理念・実技指導法・審判法・救急法及び科学的トレーニング法等の研修を実施し、指導者としての技能・資質の向上を図る。

- (1) 全国武道指導者研修会
(2) 地域社会武道指導者研修会

4 武道国際交流事業 8,853千円 (8,853千円)

諸外国とのスポーツ交流を推進し、スポーツ振興と国際友好親善に資する。

- (1) 国際武道文化セミナー
(2) 日本武道代表団派遣事業

(参考) 補助金額推移

(単位：千円)

年度	23	24	25	26	27
予算額	42,407	42,407	55,826	61,935	61,935

多彩な人材の参画による学校の教育力向上

～補習等のための指導員等派遣事業～

《平成29年度要求額:54億円 対前年度6億円増》

多彩な人材（退職教職員、教員志望の大学生など）がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

《事業の概要》

○平成29年度要求:13,000人(義務教育諸学校分:11,700人、高等学校分:1,300人)

○都道府県・政令市が実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置事業に要する経費の1/3以内を補助

児童生徒の学習サポート

○補習や発展的な学習への対応

- ⇒理解が十分でない児童生徒への放課後などを使った補習授業
- ⇒習熟度別少人数指導、チームティーチングなど、理解度に差のつきやすい授業に加わり、サポート



○小学校における英語指導への対応

- ⇒専門性が高い非常勤講師や英語が堪能な人材が授業を支援

○外国人児童生徒等の学力向上への取組

- ⇒日本語を上手に話せない児童生徒への指導、国語等の教科を理解できるようサポート 等

進路指導・キャリア教育

○キャリア教育支援

- ⇒地元企業でのインターンシップ実施のための連絡調整

○就職支援

- ⇒地元の企業との連携や、新規の就職先の開拓 等



学校生活適応への支援

○不登校・中途退学への対応

- ⇒不登校の児童生徒宅への家庭訪問
- ⇒保健室登校の児童生徒に対する補習授業や教育相談

○いじめへの対応

- ⇒いじめに悩む児童生徒の相談対応 等



教員に加えてサポートスタッフがいてくれることで、生徒一人一人にあったきめ細かな対応が可能に

教員とサポートスタッフの連携により、学校教育活動が一層充実！

チーム学校



その他

(教員業務支援、教員の指導力向上等)

○教材の開発・作成などのサポート



○教員の授業準備・連絡調整等の業務補助

○校長経験者による新人教員への授業指導

○子供の体験活動の実施への支援

○中学校における部活動指導支援



【現行学習指導要領】

小学校はH23年度、中学校はH24年度より全面実施。高等学校はH25年度から年次進行で実施。

○体育の授業時数の増加 年間90時間 → 年間105時間 (中学校)

○中学校 第1学年及び第2学年のすべての領域を必修化。

これにより、これまで選択であった「武道」・「ダンス」を必修化 (第3学年は領域選択)。



＜体育科・保健体育科としての成果と課題＞

- 指導と評価の充実
- 運動やスポーツ好きな児童生徒の割合が上昇
- 健康・安全に関する基礎的内容の定着

- 運動する子供とそうでない子供の二極化
- 新たな健康課題に対応した教育の必要性
- 課題解決に取り組む学習が不十分

【次期学習指導要領】

改訂の方向性

何ができるようになるか

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

＜今後のスケジュール＞

- 小・中学校はH28年度末に告示予定。
高等学校はH29年度末に告示予定。
- 小学校はH32年度、中学校はH33年度より全面実施予定。
高等学校はH34年度から年次進行で実施予定。

体育科・保健体育科としては・・・

- 体育については、**技能の指導に偏ることのない**学習過程の工夫
 - ・運動が苦手な子供や運動に意欲的でない子供への指導等の在り方に配慮する。
 - ・スポーツの多様な楽しみ方を共有する。
 - ・オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実を図る。
- 保健については、**知識の指導に偏ることのない**学習過程の工夫
 - ・けがの防止やストレス対処法、心肺蘇生法等の技能に関する内容を充実する。
 - ・現代的な健康課題の解決にかかわる内容等を充実する。

さらに、**運動やスポーツが楽しいと感じる授業づくりを目指す!!**

学校現場における業務の適正化に向けて

次世代の学校指導體制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（概要）

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進
業務改善と学校指導體制の整備を、両輪として一体的に推進

業務改善

- ◆ **教員が行う業務の明確化**
 - ・事務職員の職務内容の見直し
 - ・業務アシスタント（仮称）の検討
 - ・民間ノウハウの活用の促進
- ◆ **給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆ **統合型校務支援システムの整備**

両輪として
一体的に推進

学校指導體制の整備

教育課題に対応した教職員定数
S C、S S Wの配置拡充
マネジメントを担う事務職員等の
定数改善

重点課題

※次世代の学校指導體制 T F に沿って着実に推進

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆ **毎年度の調査*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底**
- ◆ **総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆ **運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆ **中体連等の大会規定の見直し**
- ◆ **部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆ **勤務時間管理の適正化**（G P 発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆ **教員の意識改革**（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆ **メンタルヘルス対策の推進**

明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、
学校組織全体としての業務改善のP D C Aサイクルの確立を促進



4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆ **省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

学校現場における業務の適正化に向けて（抄）

平成 28 年 6 月 13 日

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の
の在り方と業務改善のためのタスクフォース

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する

改革の基本的な考え方

- 部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生む。
- 教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進する。

(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育活動の一環としての役割を果たしている。
- 一方、部活動については、以下のような様々な課題が指摘されている状況である。
 - ・国際調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中最長であり、その中でも、課外活動の指導時間が特に長い¹。
 - ・教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別相談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携に当たる上で支障となると懸念される。
 - ・運動部活動の顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が中学校で 46%、高等学校で 41%²いる。
 - ・主として土日に開催される大会等への引率は教員が行っており、休日とならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員の負担となっている。
 - ・約 66%の中学校が、全教員が顧問になることを原則としている。
 - ・朝練等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
 - ・長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。
- 現行の学習指導要領³では、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよ

¹ 平成 26 年度に公表された OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) の結果によると、中学校教員の一週間当たりの平均課外活動指導時間は、参加国・地域平均が 2.1 時間に対し、日本は 7.7 時間と参加国・地域 (34 カ国) の中で最長。

² 平成 26 年に日本体育協会が公表した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当教科が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員が中学校で 45.9%、高等学校で 40.9% という結果。

³ 中学校学習指導要領総則・平成 20 年改訂 (抜粋)

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向

う留意することとされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが示されている。部活動は、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築や、生徒自身の自己肯定感の向上等、その教育的意義は高いものがあるが、そうした教育は、教育課程内外の関連を図り、学校の教育活動全体のバランスの中で達成されることが重要である。また、家庭や地域での生活のバランスにも考慮し、子供の成長を支える視点が重要である。

- こうしたことを踏まえ、現在、中央教育審議会において学習指導要領の見直しについて検討がなされているが、その中で、部活動も学校教育活動の一環であることから、関連する教科等での学びとの結び付きをより一層明確にする方向で検討が行われている。具体的には、①例えば、保健体育科や芸術系教科との関連を図り、競技や演奏等をするもののみに偏った指導ではなく、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツや文化活動との豊かな関わり方について学ぶなど、適切な指導が求められること、②部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しながらか、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した運営の工夫が求められることなどが議論されている。
- また、平成9年の中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の報告書⁴においては、運動部活動の在り方について、「スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等が確保されることは必要なことである」として、中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上休養日を設定する、など休養日等の設定例⁵を示している。しかしながら、実態⁶としては、学期中の週当たりの活動日数は、中学校において、6日以上の実施が6割を超えるなど、十分な休養日が設定されていない状況である。こうした状況を踏まえ、各学校において、校長のリーダーシップ及び教育委員会の支援の下で、しっかりと休養日を設ける等の取組を徹底することが不可欠である。国としても、このような取組を強力に後押しできるよう、運動部活動の総合的な実態調査等を行い、それらの結果を踏まえたガイドラインを策

上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

⁴ 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（平成9年12月、中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）

⁵ [運動部における休養日等の設定例]（参考）

- ・ 中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上休養日を設定。
- ・ 高等学校の運動部では、学期中は週当たり1日以上休養日を設定。
- ・ 練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保。
- ・ 休業土曜日や日曜日の活動については、子供の「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などにより触れ合えるようにするという学校週5日制の趣旨に適切に配慮。
- ・ 長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- ・ なお、効率的な練習を行い、長くても平日は2～3時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも3～4時間以内で練習を終えることを目安とする。長期休業日の練習についても、これに準ずる。

⁶ 「運動部活動の実態に関する調査研究報告書」（平成14年、文部科学省）によるものであるが、調査は平成13年10月時点で完全週5日制が導入される前年のデータである。

定する必要がある。

- 学校での部活動は、教育課程外の活動として、あくまで生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要である。また、豊かな人間性や社会性を育むためにも、生徒が、部員以外の多様な人々と触れ合い、様々な体験を重ねていくことも重要である。かかる観点から、部活動に拘束されすぎることがないようにすることが求められる。他方で、教員の中には休養日もなく部活動指導を行っている実態もあり、大きな負担を強いることで部活動が成り立っている状況は正常ではなく、適正化を図る必要がある。部活動の顧問になるにあたっては、各学校長が、教員の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合い、地域人材の活用の可能性等も踏まえて適正に行うことが必要である。
- このため、教員の勤務負担の軽減の視点のみならず、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、部活動の実態を明らかにするとともに、関係団体等とも連携を図りながら、その運営について抜本的な見直しが必要である。この際、一部の文化部活動においても過重な負担の実態が指摘されていることから、運動部活動のみならず、文化部活動の在り方についても見直しの検討が必要である。

<具体的な改善方策>

【国】

- ◆部活動の在り方を明確化し、運営を適正化するため、以下の取組を推進する。
 - ・学習指導要領における部活動の位置付けの周知・徹底
 - ・毎年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握、改善を徹底
 - ・国による、教員、生徒、保護者等を対象とした部活動に関する総合的な実態調査の実施
 - ・スポーツ医科学の観点を取り入れた、生徒の発達段階や学校生活への影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究の実施
 - ・上記の実態調査及び調査研究を踏まえた、休養日の設定等を含んだ「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（仮称）の策定
 - ・教員、生徒、保護者、関係団体等が参画する、地域の実態に応じた部活動の在り方を考えるためのシンポジウムの開催
 - ・生徒の学力と運動部活動における活動時間との相関関係の分析
 - ・日本中学校体育連盟に対する大会運営等の見直しの要請

【教育委員会】

- ◆各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。
- ◆生徒の健全な成長の確保や、教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動の在り方の指導ガイドラインの策定（練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップ）を推進する。
- ◆各都道府県、市町村の中学校体育連盟等との大会運営等の見直しに向けた協議

を実施する。

【学校】

- ◆適切な休養日の明確な設定，複数顧問の配置など，教員の負担軽減に向けた取組を実施する。

(2) 部活動指導員の配置など部活動を支える環境整備を推進する

- 教員の負担の軽減を図りつつ，部活動の指導を充実していくためには，地域のスポーツ指導者等のみならず，引退したトップアスリート，退職教員，運動部に所属している大学生等，地域の幅広い協力を得ていくことが重要であり，部活動の指導，顧問，単独での引率等を行うことができる環境整備を進めていく必要がある。
- 部活動の指導・単独での引率等を行う「部活動指導員（仮称）」⁷等の専門スタッフの参画に当たっては，特に，具体的な指導内容や方法，生徒の状況，事故が発生した場合の対応や責任体制等について，十分な調整を行い，共通理解を得ながら進めることが大切である。また，勝利至上主義的な指導とならないよう，また，学校教育の一環として行われるよう，専門スタッフに対する適切な研修を行うことが大切である。
- また，部活動指導に従事した教員に支払われる手当の在り方については，「次世代の学校指導体制のためのタスクフォース」において検討することとする。

<具体的な改善方策>

【国】

- ◆部活動指導員（仮称）の配置を促進するため，以下の取組を推進する。
 - ・部活動指導員（仮称）の配置促進の充実
 - ・「次世代の学校・地域」創生プランに基づき，学校教育法施行規則を改正し，部活動指導員（仮称）を法令上明確化（平成28年度中に法令を改正予定）
 - ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（仮称）に部活動指導員（仮称）の活用の際の留意事項（学校教育活動の一環としての部活動の意義や校長の監督下にあることを理解させる研修の実施や運動部活動中に発生した事故への対応等）を明確化
 - ・専門的な知識・技能をもった地域の指導者を発掘し学校とつなぐ「地域コーディネーター」の配置促進

【教育委員会】

- ◆部活動について，地域人材の協力や各種団体との連携が円滑に図られるよう，部活動を支援する人材配置の促進を図る。また，その任用に際して，指導技術に加え，学校教育の一環としての位置付け，生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修の充実を図り，受講の促進を図る。

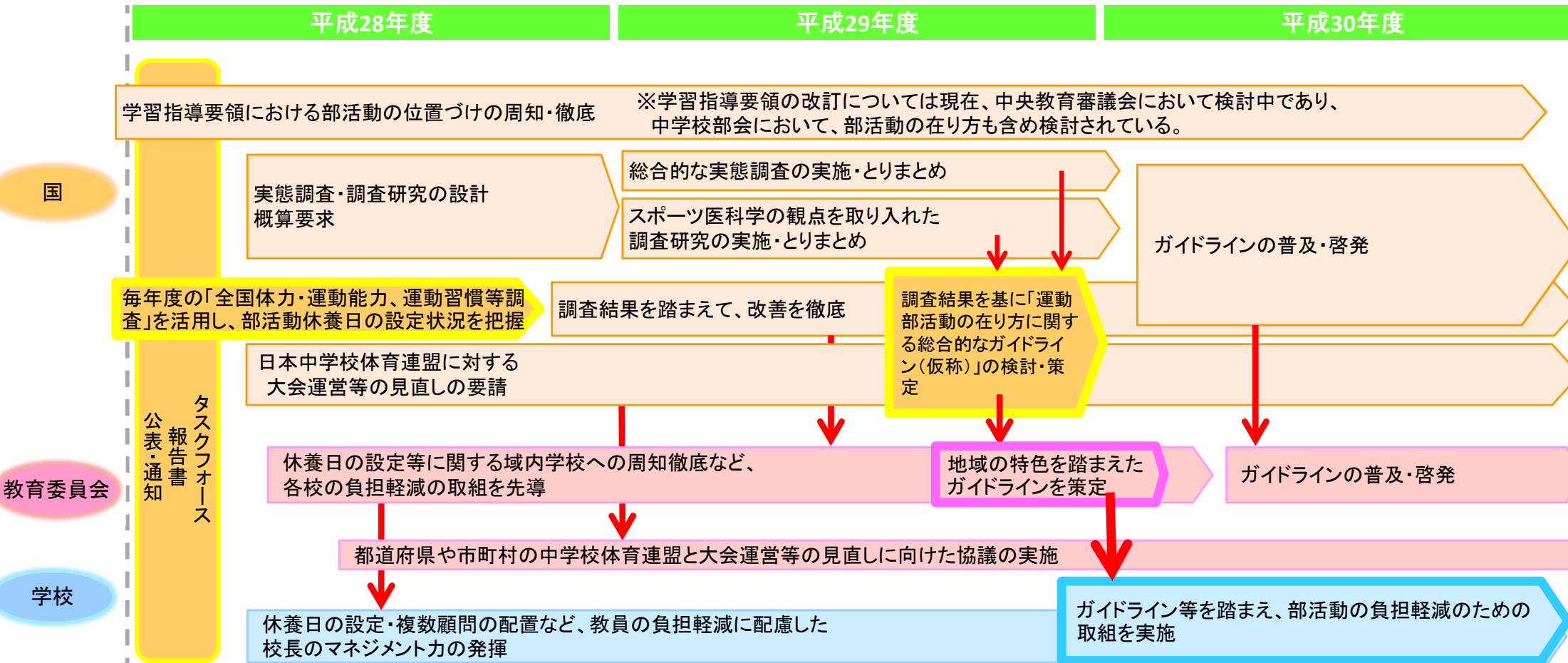
⁷ 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月）において提言。

【学校】

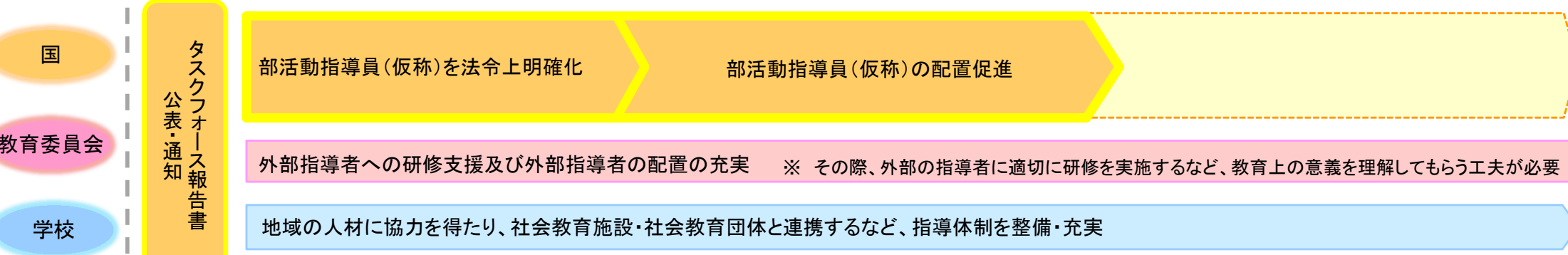
- ◆部活動について、地域人材の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などによる指導体制の整備・充実を図る。この際、当該指導者に対し、学校全体や各部の活動の目標や方針等について適切な研修等を実施するなどの工夫を行う。

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する

(1) 休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進する



(2) 部活動指導員の配置など、部活動を支える環境整備を推進する



事 務 連 絡
平成27年 6月 8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

学校における体育活動中の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいておりますが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いて発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付
スポーツ安全係
電話 03-5253-4111（代表）内線 3777

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成 24 年 7 月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成 26 年 3 月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成 24 年 3 月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成 25 年 5 月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成 22 年 3 月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成 21 年 3 月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school//tabid/1624/Default.aspx
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

事故防止に関する通知

【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成 23 年 8 月 12 日〕
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成 20 年 4 月 23 日〕

【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成 27 年 5 月 8 日〕
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成 24 年 3 月 9 日〕
 学校等の柔道における安全指導について〔平成 22 年 7 月 14 日〕

【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年 5 月頃〕
 落雷事故の防止について〔平成 26 年 8 月 6 日〕
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成 25 年 9 月 1 日〕

【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年 5 月頃〕
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成 26 年 7 月 7 日〕
 水泳プールの安全管理について〔平成 25 年 8 月 9 日〕
 プール監視業務を外委託する場合の留意点について〔平成 24 年 7 月 25 日〕

【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成 25 年 6 月 3 日〕

【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成 25 年 12 月 20 日〕
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成 26 年 8 月 19 日〕
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成 25 年 9 月 4 日〕
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成 25 年 8 月 26 日〕
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成 21 年 5 月 29 日〕

【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年 3 月頃〕
 冬山登山の事故防止について〔毎年 11 月頃〕
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成 26 年 4 月 23 日〕
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、近年、下記の手引、映像資料等を作成。

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm

<p>○柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月) <全中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後の柔道の安全かつ円滑な実施のため、安全指導の配慮についてはもとより、より柔道の指導が充実できるよう具体的な指導方法等を示すものとして改訂。</p>	<p>○表現運動系及びダンス指導の手引(平成25年3月) <小学校・中学校・高等学校向け></p>  <p>【概要】 発達の段階に応じたダンスの授業に資するよう、学習指導要領の改訂の具体的な内容や各学年の指導内容を詳しく解説。実践編においては、実際の授業づくりに活用できるよう、指導と評価の工夫として単元計画や一単位時間の授業例を例示。</p>
<p>○水泳指導の手引(三訂版)(平成26年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 小・中・高等学校の学習指導要領の体育、保健体育の「水泳系及び水泳」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう全面改訂。</p>	<p>○器械運動指導の手引(平成27年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 小・中・高等学校の学習指導要領の体育・保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう作成。また、付録として授業例の実践映像資料(DVD)を収録。</p>
<p>○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月) <全中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 各学校の運動部活動において適切な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点等(7事項)を掲載。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成24年7月) <文科省HPで公開></p>  <p>【概要】 スポーツ振興センターの災害共済給付の実績をもって傾向を把握し、その中でも、死亡事故等の重大事故事例等を主として分析し、体育の授業及び運動部活動を中心として、学校における基本的な安全対策について作成。</p>
<p>○小学校体育(運動領域)デジタル教材(平成26年3月) <全小学校に配布></p>  <p>【概要】 平成23年度から全面実施された体育の学習指導要領の内容を児童が意欲的に学べるように低学年・中学年・高学年それぞれの六つの領域の内容について映像で作成。</p>	<p>○柔道指導のための映像参考資料(平成26年3月) <全中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 中学校・高等学校等の体育の授業における柔道指導の安全かつ効果的な実施のため、平成25年3月に作成した「柔道指導の手引(三訂版)」の掲載内容を映像資料として作成。</p>
<p>○リズム系ダンス指導のための映像参考資料(平成26年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 「表現運動系及びダンス指導の手引」に掲載する事柄のうち、全国の状況等を踏まえて、小・中・高等学校でのリズム系ダンスの指導にかかるものを映像資料として作成。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(平成26年3月) <全小・中・高等学校に配布></p>  <p>【概要】 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を中心に、体育活動中の事故を防止するために留意すべき事項等を映像資料として作成。</p>

【平成24年度以前に作成】

- 多様な動きをつくる運動(遊び)パンフレット (平成21年3月)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」(DVD付き) (平成22年3月)
- 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて (平成22年3月)
- 教師用指導資料「小学校体育(運動領域)まるわかりハンドブック」(低・中・高学年用) (平成24年5月)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動(改訂版)」 (平成24年7月)

(独) 日本スポーツ振興センターにおいて作成した
学校におけるの事故防止に関する参考資料

<p>情報誌「学校安全ナビ」</p>  <p>学校災害防止のための有効な情報・調査・研究成果などを学校関係者を中心にわかりやすく年に4回発信</p>	<p>「学校安全・災害共済給付ガイド」</p>  <p>学校安全部の業務全般を紹介</p>	<p>「学校の管理下の災害」</p>  <p>学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点と負傷・疾病の基本統計</p>
<p>「熱中症を予防しよう」</p>  <p>熱中症対応フローをはじめ熱中症予防の原則等を見直し、「熱中症予防のための啓発資料」をリニューアル</p>	<p>「体育活動における熱中症予防」</p>  <p>熱中症の事故事例を基に予防と応急手当の方法、発生状況や傾向など、予防に必要な事柄と指導のポイントなどを掲載</p>	<p>「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」</p>  <p>子どもたちの歯・口をけがから守るための知識を深めていただくために、学校生活の管理と指導に役立つ情報を掲載</p>
<p>「学校における突然死予防必携」</p>  <p>医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理及び指導の在り方等を具体的に示した、突然死の予防を図るための必携書</p>	<p>「体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」</p>  <p>「頭頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>	<p>「学校における固定遊具による事故防止対策」</p>  <p>「学校等における固定遊具の事故防止対策の実状調査」及び「安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>
<p>「課外活動における事故防止対策」</p>  <p>「体育的部活動における負傷・疾病の実態分析、実状調査」及び「体育的部活動のけが防止プログラム」を掲載</p>	<p>「学校における水泳事故防止必携」</p>  <p>学校における水泳指導や水辺活動に関わる学校関係者のための事故防止書</p>	<p>「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(報告書)</p>  <p>全国的な事故事例・事故防止に関する最新の知見等についてのセミナーの内容を掲載</p>
<p>「スポーツ事故防止ハンドブック」</p>  <p>その時どうする？ ・突然死 ・頭頸部外傷 ・熱中症 ・歯の外傷 ・眼の外傷</p>	<p>「スポーツ事故防止Q&A解説集」</p>  <p>・スポーツ事故の状況 ・突然死 ・緊急時の体制づくり ・応急手当 ・心肺蘇生 ・熱中症 など</p>	<p>「その時あなたは」[DVD]</p>  <p>①運命の5分間その時あなたは -突然死を防ぐために- ②体育活動による頭部・頸部の外傷 -発生時の対応-</p>